訪問介護・予防専門型訪問サービス 重要事項説明書

1 事業者の概要

事業者名称	株式会社 ダイジュ
代表者氏名	代表取締役 水野 豊
本社所在地	愛知県岡崎市籠田町12番地 第1藤村ビル2F
(連絡先及び電話番号等)	だいじゅ TEL&FAX 0564-24-6780
法人設立年月日	令和3年4月

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	だいじゅ
介護保険指定事業所番号	2372105698
事業所所在地	愛知県岡崎市籠田町12番地 第1藤村ビル2F
連 絡 先	TEL & FAX 0 5 6 4 - 2 4 - 6 7 8 0
相談担当者名	管理者兼サービス提供責任者 松尾 有樹
事業所の通常の	岡崎市、豊田市、安城市、幸田町(通常の実施地域以外の利用希望者に
事業の実施地域	対し、実施する場合もある。)

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	株式会社ダイジュが開設するだいじゅ事業所が行う訪問介護、予防専門型訪問サービスの事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者が、要介護状態及び要支援状態にある高齢者又は事業対象者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。
運営の方針	 1 訪問介護は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。 2 予防専門型訪問サービスは、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。 3 予防専門型訪問サービスの提供に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護予防・日常生活支援総合事業以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業所及び地域包括支援センター等、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

		月曜日から金曜日 (サービス提供日以外にも利用者の意向・相談に応じサー
営	業	ビスを提供します) ただし、8月13日~15日及び12月30日~1月4日は除く。

営	**	吐	月 日	午前10時から午後6時までとする。(サービス提供時間以外にも利用者の 意向・相談に応じサービス提供を行うものとする)
呂	未	叶	[F]	意向・相談に応じサービス提供を行うものとする)

(4)サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から金曜日(サービス提供日以外にも利用者の意向・相談に応じサービスを提供します)ただし、8月13日~15日及び12月30日~1月4日は除く。
サービス提供時間	午前10時から午後6時までとする。(サービス提供時間以外にも利用者の 意向・相談に応じサービス提供を行うものとする)

(5)事業所の職員体制

職	職務内容	人員数
管理 者	1 従業者及び業務の管理を、一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行いま す。	常勤1名
サービス提供責任者	 指定訪問介護の利用の申込みに係る調整を行います。 訪問介護計画の作成並びに利用者等への説明を行い同意を得ます。利用者へ訪問介護計画を交付します。 指定訪問介護の実施状況の把握及び訪問介護計画の変更を行います。 訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行います。 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達します。 訪問介護員等の業務の実施状況を把握します。 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施します。 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施します。 その他サービス内容の管理について必要な業務を実施します。 	常 勤 2名
訪問介護員	 1 訪問介護計画に基づき、日常生活を営むのに必要な指定訪問介護のサービスを提供します。 2 サービス提供責任者が行う研修、技術指導等を受けることで介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービス提供します。 3 サービス提供後、利用者の心身の状況等について、サービス提供責任者に報告を行います。 4 サービス提供責任者から、利用者の状況についての情報伝達を受けます。 	常 勤 名 非常勤 16名

- 3 提供するサービスの内容及び費用について
- (1) 提供するサービスの内容について

4	サービス区分と種類	サービスの内容					
訪問介護計画の作成		利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画 (ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセ スメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を 定めた訪問介護計画を作成します。					
	食事介助	食事の介助を行います。					
	入浴介助	入浴(全身浴・部分浴)の介助や清拭(身体を拭く)、洗髪など を行います。					
	排泄介助	排泄の介助、おむつ交換を行います。					
	更衣介助	上着、下着の更衣の介助を行います。					
	身体整容	日常的な行為としての身体整容を行います。					
	体位変換	床ずれ予防のための、体位変換を行います。					
	移動·移乗介助	室内の移動、車いす等へ移乗の介助を行います。					
_	服薬介助	配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。					
身	起床・就寝介助	ベッドへの誘導、ベッドからの起き上がりの介助を行います					
体 介 護	自立生活支援のための見守り的援助	 ○利用者と一緒に手助けしながら行う調理(安全確認の声かけ、疲労の確認を含む。)を行います。 ○入浴、更衣等の見守り(必要に応じて行う介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを含む。)を行います。 ○ベッドの出入り時など自立を促すための声かけ(声かけや見守り中心で必要な時だけ介助)を行います。 ○排泄等の際の移動時、転倒しないように側について歩きます。(介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る。) ○車いすでの移動介助を行って店に行き、利用者が自ら品物を選べるよう援助します。 ○洗濯物をいっしょに干したりたたんだりすることにより自立支援を促すとともに、転倒予防等のための見守り・声かけを行います。 					
.1	買物	利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。					
生活援助	調理	利用者の食事の用意を行います。					
援	掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。					
圳	洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。					

(2) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供(大掃除、庭掃除など)
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑧ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料

サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額もしくは岡崎市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準要項別表2に記載された額とし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

- (4) 保険給付として不適切な事例への対応について
 - (1) 次に掲げるように、保険給付として適切な範囲を逸脱していると考えられるサービス提供 を求められた場合は、サービス提供をお断りする場合があります。
 - ① 「直接本人の援助」に該当しない行為

主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為

- 利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し
- ・ 主として利用者が使用する居室等以外の掃除
- 来客の応接(お茶、食事の手配等)
- 自家用車の洗車・清掃等
- ② 「日常生活の援助」に該当しない行為

訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為

- ・ 草むしり
- 花木の水やり
- 犬の散歩等ペットの世話等

日常的に行われる家事の範囲を超える行為

- 家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
- 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- 室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- 植木の剪定等の園芸
- 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理等
- (2) 保険給付の範囲外のサービス利用をご希望される場合は、居宅介護支援事業者又は市町村に連絡した上で、ご希望内容に応じて、市町村が実施する生活援助訪問事業、生活移動支援事業、通院等移動支援事業、配食サービス等の生活支援サービスなどの活用のための助言を行います。
- (3) 上記におけるサービスのご利用をなさらず、当事業所におけるサービスをご希望される場合は、別途契約に基づく介護保険外のサービスとして、利用者の全額自己負担によってサービスを提供することは可能です。なおその場合は、居宅サービス計画の策定段階における利用者の同意が必要となることから、居宅介護支援事業者に連絡し、居宅介護サービス計画の変更の援助を行います。

4 その他の費用について

「一との心の食/川について					
① 交通費	通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。 事業所の実施地域を越える地点から、片道1キロメートル当たり 100円				
② キャンセル料		よりキャン 計合	場合、キャンセルの連絡をいただい セル料を請求いたします。 キャンセル料は不要です。 キャンセル料 1 5 0 0 円頂きます。		
※ただし、利用者の郷	- 病状の急変や急な入院等の均	易合には、	キャンセル料は請求いたしません。		
	たり必要となる利用者の 気、ガス、水道の費用	利用者の別途負担となります。			
④ 通院・外出介助にお 交通機関等の交通	おける訪問介護員等の公共 費	実費相当を請求いたします。			
⑤ 買い物等における	ガソリン費	動有)	世 10 k m/l・当月ガソリン単価(変 費、愛知県平均、月末単価参照。小数 はり上げ)		

5 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合) その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する 場合)、その他の費用の 請求方法等	₹ 1 _	利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他 の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計 金額により請求いたします。 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日 までに利用者あてにお届け(郵送)します。
② 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する 場合)、その他の費用の 支払い方法等	打 オ イ 耳 「	サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者空えと内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア)事業者指定口座への振り込み (イ)現金支払い (ウ)利用者指定口座からの引き落とし 現金の場合は、後日領収書を発行いたします。銀行振り込み、口座引き落としの場合は振込書、もしくは通帳記帳を領収書とみなしますが、必要に応じて領収書も発行いたします。

※ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正 当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から 1ヶ月以上支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払 いいただくことがあります。

【振り込み先】

碧海信用金庫	岡崎支店	(普)	6061619	株式会社ダイジュ
岡崎信用金庫	中央支店	(普)	9036199	株式会社ダイジュ

6 サービス提供に関する相談の窓口について

サービス提供に関して、右の担当者にご相談下さい。	相談担当者氏名	松尾 有樹	
	連絡先電話番号	0564-24-6780	
	同ファックス番号	0564-24-6780	
	受付日及び受付時間	月曜日から金曜日の午前10時か	
	文的ログの文的時間	ら午後6時	

7 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が 行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない 等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者 が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行 います。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画(ケアプラン)」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した「訪問介護計画」を作成します。なお、作成した「訪問介護計画」は、利用者又は家族にその内容の説明を行い、同意を得た上で交付いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- (4) サービス提供は「訪問介護計画」に基づいて行います。なお、「訪問介護計画」は、利用者等 の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 訪問介護員等に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行います。実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行います。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を 講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 松尾 有樹

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等) による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

10 緊急時の対応について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の 医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡 します。

【家族等緊急連絡先】	氏 名 住 所 電話番号 携帯電話 勤務先	続柄
【主治医】	医療機関名 氏 名 電 話 番 号	

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、 利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村(保険者)の窓口】 岡崎市役所 介護保険課	所 在 地 岡崎市十王町二丁目9番地 電話番号 0564-23-6682 ファックス番号 0564-23-6520
【市町村(保険者)の窓口】 安城市役所 福祉部高齢福祉課 介護保険係	所 在 地 安城市桜町18番23号 電話番号 0566-71-2290 ファックス番号 0566-76-1112
【市町村(保険者)の窓口】 豊田市役所 福祉部介護保険課	所 在 地 豊田市西町3丁目60番地 電話番号 0565-34-6634 ファックス番号 0565-34-6034
【市町村(保険者)の窓口】 幸田町役場 福祉課介護保険グ ループ	所 在 地 額田郡幸田町大字菱池字元林 1 番地 1 電話番号 0564-62-1111 ファックス番号 0564-56-6218
【居宅支援事業所の窓口】	事業所名 所在地 電話番号 担当介護支援専門員

なお、事業者は、下記の損害賠償保険及び自動車保険(自賠責保険・任意保険)に加入しています。

損害賠償	保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社
責任保険	保 険 名	福祉事業者総合賠償責任保険

12 身分証携行義務

訪問介護員等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を 求められた時は、いつでも身分証を提示します。

13 心身の状況の把握

指定訪問介護の提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

14 居宅介護支援事業者等との連携

- (1) 指定訪問介護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問介護計画」の写し を、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合又はサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面又はその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

15 サービス提供の記録

- (1) 指定訪問介護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また、利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- (2) 指定訪問介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- (3) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。ただし、謄写に際しては、乙は甲に対して、実費相当額を請求できるものとします。

16 衛生管理等

- (1) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

17 サービス提供に関する相談、苦情について

	所 在 地	岡崎市籠田町12番地 第1藤村ビル
【事業者の窓口】	2階	
	電話番号	0564-24-6780
(事業者の担当部署・窓口の名称)	ファックス番号	0564-24-6780
	受付時間	午前10時から午後6時
	所在地	岡崎市十王町二丁目9番地
【市町村(保険者)の窓口】	電話番号	0564-23-6682
岡崎市役所の介護保険課	ファックス番号	0564-23-6520
	受付時間	9:00~17:30(土日祝は休み)
【市町村(保険者)の窓口】	所 在 地	安城市桜町18番23号
安城市役所 福祉部高齢福祉課介護保	電話番号	0566-71-2290
女	ファックス番号	0566-76-1112
	受付時間	8:30~17:15(土日祝は休み)
	所在地	豊田市西町3丁目60番地
【市町村(保険者)の窓口】	電話番号	0565-34-6634
豊田市役所福祉部介護保険課	ファックス番号	0565–34–6034
	受付時間	8:30~17:15(土日祝は休み)
	所 在 地	額田郡幸田町大字菱池字元林1番地1
【市町村(保険者)の窓口】	電話番号	0564-62-1111
幸田町役場 福祉課介護保険グループ	ファックス番号	0564–56–6218
	受付時間	8:30~17:15(土日祝は休み)
In the control	所在地	名古屋市東区泉一丁目6番5号
【公的団体の窓口】	電話番号	052-962-1307
愛知県国民健康保険団体連合会	受付時間	

18 第三者評価について

第三者による評価	1. あり	実施		
		評価機関名		
		称		
		結果の開示	1 あり	
			2なし	
	2. なし			

19 重要事項説明の年月日

重要事項説明書の説明年月日	令和	年	月	日	
---------------	----	---	---	---	--

訪問介護・予防専門型訪問サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

	所 在 地	愛知県岡崎市籠田町12番地 第1	藤村ビル2F
事	法人名	株式会社ダイジュ	
業	代表者名	水野 豊	印
者	事業所名	だいじゅ	
	説明者氏名		FD

事業者から上記内容の説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住	所	
们用名	氏	名	印

华 珊人	住	所		
10年入	氏	名	印	